

月報私学

11 2008

VOL.131

日本私立学校振興・共済事業団広報



レゴロボットによる動機付教育
写真提供：学校法人福岡工業大学（福岡県福岡市）

CONTENTS

- 平成21年度 私立大学等経常費補助金の概算要求 2
- 私学はどのような位置に置かれてきたか③—大正期の大学改革と私学— 4
- シリーズ 魅力ある私学を目指して「久留米大学附設中学校『卒業論文・制作』について」 6
- 「私学データ作成システム」をご活用ください 8
- 平成20年度 第2回 私学共済事務担当者研修会 9
- 在職者への退職共済年金の事前連絡について 10
- 特定健康診査の処理状況をお知らせします 11
- 接骨院・整骨院の施術を受けるとき／はり・灸・マッサージの治療を受けたとき 12
- 交通事故等で加入者証を使用して受診するときは、届け出が必要です！ 13
- INFORMATION 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 16

平成二十一年度 私立大学等経常費補助金の概算要求

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

平成二十一年度の私立大学等経常費補助の概算要求は、総額で対前年度七〇億円増、伸び率で二・二％増の三、三一八億六、八〇〇万円を要求しています。

平成二十一年度概算要求においては、私立大学等の運営に必要な基盤的経費を確実に措置するとともに、各大学等の個性・特色に応じた支援を行います。また、「経済財政改革の基本方針二〇〇八」にあげられた、重要課題の推進のため、一般補助、特別補助ともに増額要求しています。

(一) 一般補助について

基盤的経費として不可欠な「一般補助」においては、「基本方針二〇〇八」にあげられた重要課題である、医学部定員増に対応するため、増額要求しています。

(二) 特別補助について

各大学等の特色を活かせるきめ細やかな支援を行う「特別補助」においては、「基本方針二〇〇八」にあげられた重要課題である、教育の質向上、地域活性化への貢献、国際化の推進を重点的に支援する

ため、新たなメニュー群及び補助項目を新設しました。

このほか、「高度情報化推進メニュー群」においては、これまでの情報系補助項目等を一元化し、「ICT活用教育研究支援」を新設しています。

また、自主的に経営改善に取り組む大学等への支援として、これまでの「定員割れ改善促進特別支援経費」に代わって、「未来経営戦略推進経費」を新設しています。

【新規項目の概要】

◎ 学士力強化のための取組支援（新規）

少子化の進行に伴い、大学進学志願者のほとんどが大学に入学しうる大学全入時代を迎え、大学教育の質の低下が危惧されています。高等教育のグローバル化が進む中、日本の「学士」の学位が国際的な通用性を備え、基礎力を身につけた人材の育成という経済社会からの要請に応えるため、学士課程教育の質の保証は喫緊の課題です。

本年七月、中央教育審議会大学分科会制度・教育部会においてとりまとめた「学

士課程教育の構築に向けて（審議のまとめ）」に提起した、教学経営にあたっての三つの方針は次のとおりです。

①幅広い学び等を保証し、「二十一世紀型市民」に相応しい「学習成果」の達成を

②学生が本気で学び、社会で通用する力を身に付けるよう、きめ細かな指導と厳格な成績評価を

③入学者受入れ方針を明確にし、高等学校段階の学習成果の適切な把握・評価を

これを受け、私立大学等における右記のような改革の実行を支援します。

◎ 地域社会のニーズに応える人材養成支援（新規）

「基本方針二〇〇八」及び「地方再生戦略」においては、地方の人口流出を食い止め、地域雇用を確保する観点から、地方の私立大学等においても、地域社会のニーズに応える人材養成が求められています。

これまで、特に地域における活躍が期待される、社会的要請の強い分野への人材育成を図るため、「看護師、社会福祉士、特別支援学校教員等養成支援経費」として支援を行ってきました。

しかしながら、地域社会に求められる人材は多様化しており、時代のニーズに適切に応える大学等への支援を行う必要があります。二十一年度は、これまでの支援に加えて、地域社会のニーズに応え

る人材養成に対し支援を拡充します。

◎ 留学生支援体制づくりの推進（新規）

「留学生三十万人計画」の骨子において、留学生受入れのための方策として、留学生が安心して勉学に専念できる受入れ環境づくりや、卒業・修了後も引き続き日本社会に定着し活躍することを可能にする、留学生の受入れ体制の充実が社会全体として求められています。

留学生の大幅な増加を実現するため、各大学等においてこれらの取り組みを実施可能な専門的組織の設置などを通じた支援体制を一層充実させることが求められており、これらの役割を担う専門的組織を設置する私立大学等に対し、必要な経費を措置します。

◎ 国際化のための教育力向上支援（新規）

「留学生三十万人計画」を確実に達成するには、留学生の受入れ先である私立大学等において、優秀な留学生獲得に向けた英語のみで学位取得が可能なコースの設定や、日本人学生の海外留学の推進に向けた国際感覚を身に付ける教育、実践的外国語教育の充実を図ることでグローバル化を進める必要があります。

これらの教育を効果的に実施するためには、教員体制の国際化が急務であり、教員の外国語による指導力向上や、語学能力の向上等のための取り組みを支援します。

◎ ICT活用教育研究支援（新規）

近年、高等教育機関においては、ICT（情報コミュニケーション技術）の進展に伴い、教育内容の高度化・多様化の要請を踏まえた効果的・効率的な教育の必要性が高まっており、その教育手法としてeラーニング等のICTを活用した教育の導入が進められています。

また、経済成長戦略大綱や、IT新改革戦略においても、情報教育やITを活用した教育の推進が求められています。

これらの指摘を踏まえ、高度情報化推進メニュー群の情報化関係補助項目等を「ICT活用教育研究支援」に一本化し、ICTを活用した教育研究の取り組みに対し幅広く支援します。

また、大学設置基準等の改正により、大学等はFDの実施が義務付けられ、同時に、近年のICTの著しい進展と普及を背景に、ICTの活用が教育効果を高めることが期待されています。このようなことを踏まえ、教員の教育力向上に資するため、ICT活用によるFDの取り組みに対して支援を拡充します。

なお、ICTの活用は、効果的で質の高い教育の提供、多様な学習形態への対応のほか、教育や事務運営の効率化によるコスト削減など、大学等の経営改善の効果も期待できます。

◎ 未来経営戦略推進経費（新規）

「基本方針二〇〇六」において、「定員割れ私学については、助成額の更なる削減

など経営効率化を促す仕組みを一層強化するとともに、学生数の減少に応じた削減を行うことにより、施設整備に対する補助を含めた各年度の予算額を名目値で対前年度比△1%（年率）とすることを基本とする。」とされました。

このため、十九年度より、従来からの学部等の定員充足率によって補助金を減額する仕組みにおいて、定員割れ学部等をもつ大学等に対する減額率を強化しています。

一方、十九年度より「定員割れ改善促進特別支援経費（四億円）」を計上し、定員割れとなっている大学等が、学校規模の適正化などにより、経営改善に取り組む場合に支援を行っています。

しかしながら、収容定員を減少しただけでは、経費削減に繋がらない場合があるなど、学校規模の適正化のみでは大学等の経営改善にも限界があります。

これを踏まえ、現行の「定員割れ改善促進特別支援経費」から「未来経営戦略推進経費」と名称を変更し、社会ニーズに対応した人材養成や地域貢献、産学官連携、国際交流といった社会貢献事業、地域の生涯学習機会の拠点づくり等のための既存学部学科の改組、定員規模適正化のための既存学部学科廃止、他大学や地方公共団体など他機関の人的・物的資源の活用による新たな教育研究活動への展開など、対象とする取り組みの拡大を図るとともに、新規採択を行うため予算額の拡充を図ります。

📖 私学事業団の刊行物 📖

今日の私学財政

『平成19年度版 幼稚園・特別支援学校編』
『平成19年度版 専修学校・各種学校編』

経営戦略立案
のために！



全国の学校法人等にご協力いただいた「学校法人基礎調査」及び「学校法人等基礎調査」から、財務データを設置者別、都道府県別などに集計・分析し、収録しました。また、財務分析を行うための財務比率の計算方法や全国平均値なども掲載しています。学校法人等の経営状態の早期把握など、今後の法人経営にぜひお役立てください。

なお、平成20年度版の「大学・短期大学編」及び「高等学校・中学校・小学校編」は20年12月に刊行予定です。

■平成20年8月刊 ■A4版 155頁・170頁 定価2,000円（税込）※送料別途

◎ご購入を希望される方は下記までお問い合わせください。

NPO法人 学校経理研究会 TEL 03-3239-7903 FAX 03-3239-7904

※「今日の私学財政」の内容については、私学事業団私学経営情報センター私学情報室（TEL 03-3230-7844・7845 FAX 03-3230-8727）までお問い合わせください。

※この他、販売中の刊行物については、本事業団ホームページ（http://www.shigaku.go.jp/s_kanko.htm）または、学校経理研究会ホームページ（<http://www.keiriken.net/>）をご覧ください。なお、刊行物によっては売切れの場合もございますので、詳しい在庫状況については、学校経理研究会にお問い合わせください。

私学はどのような位置に

置かれてきたか ③

— 大正期の大学改革と私学 —

立教学院本部調査役・東京大学名誉教授 寺崎 昌男

1. 大学令の施行

帝国大学が成立した一八八六年の十七年後、一九〇三年の専門学校令で、政府はひとつの妥協をしました。それは、学士号授与権は認めないものの、私学に「大学」という呼称を許したことです。これに基づき「大学」となった私学の中のいくつかは、一九一八年の大学令により、名実ともに初めて本当の「大学」となったのです。

まず、一九二〇年二月に慶應義塾、早稲田が昇格、同年四月には、明治、中央、法政、日本、國學院、同志社がそれぞれ昇格していきました。その後、一九二二年には立教、東洋協会(後の拓殖)、専修、立命館、龍谷などが続いていきました。仏教系の大学の多くが早期に昇格を果たしていく一方で、キリスト教系の大学の昇格はやや遅れました。これについては、

原理において「国体」に反する恐れありと位置付けられたためと世間では考えられていました。しかし、実は昇格認可に際しイデオロギー的な差別はなく、何よりも問題とされたのは財政基盤、つまり財務上の裏付けがあるかどうかという点とでした。

2. 財政的圧迫

当時、政府が私学を認めるにあたり最も懸念していたことの一つは、「大学の継続性」つまり「大学は経営破綻してはならない」ということでした。背景としては、一つは財政基盤が脆弱な私学に対する不信感、二つ目にはヨーロッパの制度の影響がありました。

ヨーロッパの中の君主制をとる国々では大学の設置は国王が認める事項であり、特に学位を授与するに相応の機関であるかどうか大学の基準だったので



改称をよるこぶ学生のマンガ (講談社「日本学生の歴史」より)

す。国王の認可(チャーターリング)を行う以上、簡単に潰れてしまつては、国王の威厳にもかかわります。そのため、継続性が絶対条件だったので。これらに做つたのでしよう、日本でも大学の継続を担保するため、私学に対して基金形成による財政的裏付けを特に厳しく要求しました。

具体的には一大学一学部で五〇万円、一学部増やすごとに更に一〇万円を積み立て、国庫へ供託することを命じたのです。その方法も条文で定められ、現金、国債証券、その他文部大臣の定める有価証券に限定していました。当時の五〇万円はざっと現在の一五〜二〇億円くらいではないでしょうか。私学は、大学になるためにこの大変な金額を集めなければならなかったのです。

この基準を最も早く達成したのが慶應義塾で、それまで三井系企業をはじめ多くの企業に就職していったOBが中心と



立教大学 (講談社「日本学生の歴史」より)

なりました。早稲田は苦慮しましたが、全国をまわって、地方在住の卒業生や、校外生という通信教育の卒業生を中心に何とかクリアしました。明治は金策の途中で火事に遭う等大変苦労したという記録が残っています。キリスト教系の大学においては、設立母体である教派の本部が頼りで、同志社はアメリカのクリスチャン・ボード、立教は米国聖公会にそれぞれ援助を要請しました。また、仏教系は宗門からの援助を得ていました。このように旧制大学の資金の集め方は実に多様でしたが、そこには当然国の援助な



國学院大学（講談社「日本学生の歴史」より）

どはなく、全て自力によるものでした。また、公立及び私立大学の設置に関しては、一九一九年に「大学規程」が公布され、厳しく定められていた一方で、官立大学の場合は、当時共通の評価基準などはなく、文部省が設置したものであれば無審査で大学と認められていました。この国立と公私立の扱いの違いは、戦後になってGHQとの間で問題となるのです。加えて、私立大学の設置認可にあつ

ては、天皇の「勅裁」を仰ぐという手続きも必要でした。これは文部大臣に留まらず、天皇も関与しているとすることで、許可を受ける側に対して何としても続けなければならぬと印象付けることに役立ちました。この勅裁は、大学予科・旧制高校・専門学校以下の学校の設置には不要でした。政府が私立大学の参入に対していかに警戒的だったかを示すものでもあります。

3. 大学に対する暗黙知の成立

政府が行ったもう一つの妥協は、単独学部による開設を認めたことでした。大学令には「大学ニハ数個ノ学部ヲ置クヲ常例トス 但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ単ニ一個ノ学部ヲ置クモノヲ以テ一大学ト為スコトヲ得」と定めて、単科大学を認めています。私学には一学部しか置けない大学が多かったのですが、それを例外とした背景には、帝国大学をモデルにした総合大学正統主義がありました。大学令はそれに辛うじて例外を認めたのです。

一方、大学は研究機関であるという考え方もこの時期に確立しました。「学部の新設時には必ず研究科を置かなければならない」となったのですが、研究科はあくまで学部の附置機関でした。研究科が幾つか集まって連絡調整するときを限り大学院と名乗ってよいとされたのです。これで、大学は教育機関というよりも

学問研究中心の場であるという考え方が非常に強くなりました。戦後になって、大学院は独立機関であるという制度になったのですが、大正期の考え方がしばらく残り、学部の上にか大学院を置けないという状態が長く続いたのです。

余談ですが、現行学校教育法第八十三条には「大学は、学術の中心として」という文言があります。これについて、戦後最初のコンメンタールを出された天城勲氏は、「『大学は、学術研究を中心とする機関である』と解釈すべきだ」とされていますが、「学術の中心」という表現から見ると、文法的に違和感があります。この条文は占領下における英文を見ることが正確に理解することができます。そこには、「University, as a center of learning」とありました。この「learning」という英語は、学問研究すなわち「学術」と学生や市民の「学習」という二重の意味をもつものと読まねばなりません。正しくは「大学は、社会における様々な学習及び学問研究の中心として」と訳すべきものであり、右の解釈では「学習」の要素が欠けています。つまり、大正時代に生まれた、「大学は研究機関である」という暗黙知が戦後にいたるまで強く残り、影響を与えていたのです。

4. 拡張時代

大正末期から昭和初期にかけては日本の大学が大拡張した時代でした。しかし、

学士号を得た学生が社会に出始めた頃の一九二九年に世界恐慌が起り、これが学士や高等教育機関卒業生たちの大量失業をもたらしました。当時の「帝国大学新聞」にも学生の就職問題が何号にもわたって掲載されています。このような苦しい時期と拡張期とが重なったため、各大学は大変苦労したようです。この時、戦前の日本としては珍しく、いくつかの大学に対し土地の購入、校舎の建設などについて国の個別補助がでいたという記録が残っています。

大学の量的拡大によって、東大を頂点としたピラミッド構造にもやや変化が現れました。有力な私学は山頂に登り、また、裾野が広がることで斜面はより緩やかなものとなりました。

戦後、大学が大衆化したといわれていますが、その第一歩は、実は戦前のこの時代だったともいえるのです。（続）

◇寺崎昌男（つらさき まさお）

立教学院本部調査役、東京大学・桜美林大学名誉教授、日本学術会議連携会員。一九六四年東京大学大学院教育学研究科修了。教育学博士。立教大学文学部教授。東京大学教育学部教授、桜美林大学大学院教授等を経て現在。

本連載は、寺崎昌男先生に私学事業団でご講演いただいた内容をまとめたものです。次回は、一月号に掲載予定です（全四回）。どうぞお楽しみに。

【編集部】

シリーズ

魅力ある私学を目指して

「久留米大学附設中学校
『卒業論文・制作』について」

久留米大学附設中学校・附設高等学校

学校長 吉川 敦



一・学校の概要

久留米大学附設中学校・附設高等学校は、福岡県久留米市にある生徒定員一、〇五〇名（中学校四五〇名。高等学校六〇〇名）の併設型中高一貫校である。学校法人久留米大学により、昭和二十五年に高等学校として設置され、昭和四十四年に中学校が設けられた。

建学の精神は、初代校長板垣政参先生の想いが凝縮した「真に国家社会に貢献し得る誠実にして気概に富む人材を育成する」ことである。医学者のものらしく明確であるが、第四代校長原巴冬先生は、さらに「国家・社会に貢献しようとする、為他の気概をもった、誠実・努力の人物の育成」と解き改めた（『附設高等学校二十五五年史』昭和五十二年）。

中学校は原先生の時代に設けられ、これが転機となって本校は地方の中堅校から全国区の進学校になった。以来、原先

生の敷かれた路線がほぼ継承されてきたが、原先生退任からすでに三十余年、バブル崩壊からでも間もなく二十年である。この間の社会の変転は著しい。少子高齢化の進行の一方で、地方の疲弊も目立ち、本校のような地方の私立学校を巡る環境は厳しい。

二・本校の特色ある教育

― 中学卒業論文・制作

本校は、自律自律、あるいは、和而不同（和して同ぜず）という標語があるように、生徒への管理が決して強くない。一方、本校には、全体としては律儀な面があり、中高一貫と言いつつも、生徒会や体育大会などの学級外活動は中高二本立てで行われている。生徒たちはそれなりに自主性を鍛える機会として楽しく活かしているようである。

本来の授業に関連した特色は数多い。

中学・高校に共通するものとして「三分間スピーチ」をまず挙げよう。これは各学級の「ショートホームルーム」の時間に当番の生徒が自ら選んだ任意のテーマについて行うものである。この効果であろうか、いろいろな学校行事の際の生徒たちの発言の要領は極めてよい。また、国語の授業の一環であるが、和歌重視の伝統がある。名歌の鑑賞に留まらず、作歌指導にも力が入っており、「宮中歌会始」に国語科教諭や生徒の作品が何件も入選している。

「卒業論文・制作」は附設中学の教育上の特色として校外に広く知られている。そもそも、中学ができてから十年近く経ち、中学生たちが高校入試の緊張感のないまま俗に言う「中だるみ」状態にあるのに困惑していたところ、たまたま、夏季休暇に小説を書いて総理大臣賞を受賞した生徒がいたことを奇貨として、次の学年から「卒業論文」が始まったのだそうである。「中だるみ」対策の「卒業論文」として発足したが、今や、論文以外にも絵画や陶芸、作曲など、「卒業制作」というのに相応しい。

「中だるみ」とは何だろうか。本校のような進学校の場合には、生徒たちは、小学生の頃に塾に通う時間が長く、このため、社会性の発達に遅れがあり、また、年齢的には実感を伴わない難関大学や難関学部への強い進学志向という価値観を身に付けた、非常に素直で、それなりに要領のいい、よく勉強ができる子供たち

である。生徒たちは、少年から青年へ成長していく過程で、それぞれに違う価値観に目覚め始め、自分なりの興味が現われてくる。高校入試がある場合は、そういう興味を短期的に押し殺すことが要求されるのであろうが、中高一貫校の場合には、ちょうど中学三年生から高校一年生くらいの時期がむしろ積極的に自我を拡大させる好機である。しかし、入学時の単調な価値観の殻を破ろうとするときには、それまでの価値観の延長上にあるように見える学業や生活に対する動機や意欲が低下し、だれてしまうのは自然なことであろう。つまり、「中だるみ」とは少年から青年への移行に伴う自我拡大の第一歩である。大人の方もそのことを意識して子供たちに接しなければならぬ。学校という人工環境では、成長に相応しい刺激を保証することが学校の務めなのであり、その実現が本来の「中だるみ」対策である。

本校の卒業論文や卒業制作は、基本的運営が、生徒たちの自律自律というか、生徒任せになっていることがいい方向に働いて、極めて望ましい形の「中だるみ」対策として機能するようになってきている。要するに、大体のテーマや指導の教員の選択というもつとも基本的な部分は生徒自身が自分で考えることであり、まず、ここで誠実に対処することがよい作品を産み、かつ、本人を精神的にも社会的にも成長させるのである。

テーマは多岐にわたる。理科的な自然

観察や実験研究、あるいは、地域や家族、家業の歴史、さらに、ゲーム制作から古典的数学問題の考察、また、小説や詩歌などの文芸作品や絵画や陶芸、中には、映像や音響の作品まである。生徒自らが実感を味わえるものがよい成果に繋がっているようである。

毎年レジュメとして、『卒業論文・制作集』という厚みのある冊子が刊行されており、昨年度までで二八号になる。部門ごとの優秀作が毎号全文掲載されており、通読することにより、当初から高水準の論文が揃っていたことがわかる。校内表彰は中学卒業の儀式の一環として行われる。一方、卒業論文や卒業制作を校外のコンクールに出すかどうかは基本的には生徒が判断することなので、校内で入選しなかったものが校外で高い評価を得たという例も多い。コンクールの性格によって評価基準が違うのだから不思議ではないが、生徒たちには経験であろう。

具体的な内容を最近四年間の『卒業論文・制作集』にあたって確かめてみよう。部門は、「人文科学（歴史）部門」「人文科学（地理・公民）部門」「文学部門」「芸術部門」「自然科学部門」の五部門である。部門ごとの件数は、年度によって違いがある。平成十六年度から十九年度までの四年間の件数を合算して百分比で表すと、「人文科学（歴史）部門」三〇%、「人文科学（地理・公民）部門」一七%、「文学部門」二三%、「芸術部門」二三%、「自然科学部門」二四%となっている。ちな

みに、この四年間に、「全国学芸科学コンクール」入選以上三〇件（金賞二件）、「日本学生科学賞」努力賞以上七件（銀賞三件）となっている。校内表彰は、各部門ごとに、金賞一件、銀賞二件、銅賞三件、佳作五件が選ばれ、部門ごとの金賞は、出来栄えに依じて、さらに、久留米大学長賞（最優秀作品賞）などと評価される。

標題だけではあるが、最近四年間の学長賞受賞作は、「陶芸」大皿・茶碗」（平成十六年度「芸術部門」）、「御笠川の氾濫について」都市型水害についての考察」（平成十七年度「人文科学（地理・公民）部門」）、「大濠公園に生息するプランクトンの調査・研究」（平成十八年度「自然科学部門」）、「こんにやくのサイエンス」（平成十九年度「自然科学部門」）である。

「卒業論文・制作」は、生徒にとつては最初の自主的な創造体験であり、当然、進路選択に大きな影響を及ぼすはずである。過去の『卒業論文・制作集』と「同窓会名簿」を付き合わせて検討してみると、確かに、卒業論文のテーマが進路を決定したと判断される卒業生がかなりいる。実は、卒業論文のテーマにかかわらずなく、医師の道歩んでいる卒業生も多いのであるが、その場合でも趣味というか継続的な関心は持ち続けているようである。

三．卒業論文・制作三十年を目前にして

すでに述べたことであるが、卒業論文・制作の他にも特色のある優れた学校行事が多いが、それぞれに問題点がないわけでもない。基本的な問題点は、暗黙知として了解されていた本校教育の全体像が古くからの教員たちの退職とともに曖昧になって来たことであろう。個々に見ると特色ある優れた学校行事が、学校全体の教育目標の中にどう組み込まれるべきなのか再確認をすべき時期にある。「卒業論文・制作」は、来年度に三十周年を迎える。この行事の全体像を反省、整理して、理念化・言語化するための契機にしたい。

卒業論文・制作は優れた作品ばかりではない。当然予想される「やつつけ仕事」を適切に本来の「中だるみ」対策として管理するためにはどうすべきか。他方、優秀作品の場合でも、自己目的化してしまって教育全体における平衡を脅かすおそれがあることもある。しかも、卒業論文・制作が、中学の行事として中学卒業時点で意識の上では打ち切りという形で運営されているようであるが、中高一貫と考えると、もったいないように思われる。また、一過性の単発的な作品に留まってしまっているのも惜しい。個人レベルなら密かに書き溜めて発表機会を待つということもある。しかし、学校の立場としては、継続的なテーマを引き継いでいくという習慣が成り立つことも望

ましかろう。

また、「難関大学・難関学部」への進学を期待して子弟を預けたとする保護者の方々に、生徒たちが卒業論文・制作を始めとする校内行事に「過度に」入れ込んでいるのではないかという批判や不満がないわけではない。これらの不満や批判に対し、誠実に、かつ、きちんと自信を持って応えることは、本校の責務である。このためには、本校の目指す教育のうち各種学校行事が理念化され言語化されて体系をなしていることが肝要である。そして、そのように整えられてこそ、時代が変わっても、本校の特色ある教育といべきものが優れた伝統として継承されていくであろう。



「私学データ作成システム」をご活用ください

私学事業団では、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校を対象に、財務帳票等の出力や財務シミュレーションを行うことができる「私学データ作成システム」をインターネットで提供（無料）しています。ご利用を希望される方は、私学経営情報センター私学情報室【☎ 03(3230)7844・7845 Eメール center@shigaku.go.jp】までお問い合わせください。

まずは『ログイン』

「ユーザID」と「パスワード」を入力します。

※「私学データ作成システム」を利用するためには、本事業団の発行する認証が必要です。ログイン画面へのアクセス方法及び認証に関するご質問がございましたら、上記私学経営情報センター私学情報室までお問い合わせください。

作成したいものを選択

定型帳票

人数系・財務関係・納付金を5か年連続帳票として出力できます。

データ分析

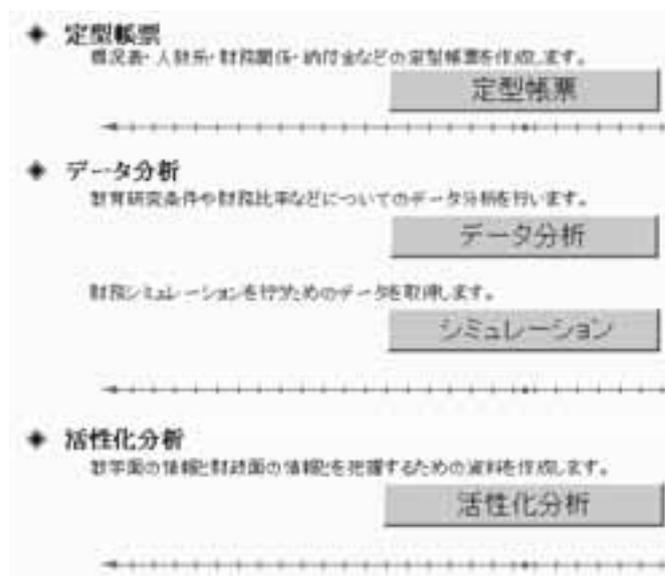
教育研究条件や財務比率についてグラフ等を使ってデータの分析ができます。

シミュレーション

自法人（学校）の過去5年分の実績を基に将来10年間の財務データを推計します。

活性化分析

学校法人が自法人の教学面や財政面の情報を総合的かつ簡潔に把握できる『私学活性化分析資料』の出力を行うことができます。



結果を帳票印刷

「学生・生徒・児童・幼児数」「教員・職員数」
「人件費支出」「消費収支計算書」など



6年次別人数（大学院は含まない）

区 分	12 年 度			
	定 員 (人)	現 員 (人)	速 達 率 (%)	増 降
1年（3歳児）	300	277	-	100.0
2年（4歳児）	300	296	98.7	100.0
3年（5歳児）	300	276	92.0	100.0
4年	300	267	89.0	100.0
5年	0	0	-	100.0
6年	0	0	-	100.0
計	1,200	1,096	91.3	100.0

※速達率（2年の場合）＝当年度2年現員/前年度1年現員

平成20年度 第2回 私学共済事務担当者研修会

1月14日(水)～1月29日(木)

私学共済制度の業務内容や事務手続きなどを習得していただくため、今回も本年度第1回事務担当者研修会と同様、初任者を対象に基礎的事項を中心とした事務担当者研修会を各ガーデンパレスで開催します。詳しくは、10月分掛金・児童手当拠出金納付通知書(11月中旬送付)に同封します「開催案内」をご覧ください。

◆参加対象者等

- ・学校法人等の共済事務担当者
- ・各学校から2名まで
- ・申し込みは1コースのみ

◆研修内容

①2日コース

私学共済の共済業務全般について、テキスト及び「事務の手引」を基に基礎的な業務内容の研修を行います。

②1日コース

私学共済制度の業務内容の中で、研修希望の多い資格・短期及び長期をテーマとし、テキスト及び「事務の手引」を基に基礎的な研修を行います。

◆申し込み方法等

①申込期限

開催案内の「平成20年度第2回私学共済事務担当者研修会参加申込書」により、**11月28日(金)【必着】**までに共済事業本部あて郵送によりお申し込みください。

②参加通知

申込者数が各コースの定員を超えた場合は抽選により参加者を決定します。なお、参加の可否は12月中旬までに学校法人等あてにお知らせします。

私学共済事務担当者研修会会場・日程等一覧

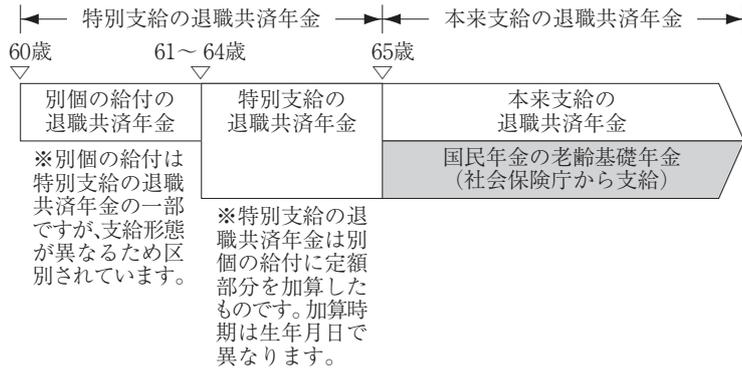
会場	コース	実施日	定員	研修内容
札幌ガーデンパレス	2日	1月28日(水)～1月29日(木)	30名	共済業務全般
仙台ガーデンパレス	2日	1月21日(水)～1月22日(木)	30名	共済業務全般
東京ガーデンパレス	1日	1月14日(水)	40名	資格・短期
	1日	1月15日(木)	40名	長期
	1日	1月20日(火)	40名	資格・短期
	2日	1月21日(水)～1月22日(木)	40名	共済業務全般
	1日	1月28日(水)	40名	資格・短期
	1日	1月29日(木)	40名	長期
名古屋ガーデンパレス	1日	1月14日(水)	35名	資格・短期
	1日	1月15日(木)	35名	長期
京都ガーデンパレス	1日	1月28日(水)	40名	資格・短期
	1日	1月29日(木)	40名	長期
大阪ガーデンパレス	1日	1月27日(火)	40名	資格・短期
	2日	1月28日(水)～1月29日(木)	40名	共済業務全般
広島ガーデンパレス	1日	1月14日(水)	40名	資格・短期
	1日	1月15日(木)	40名	長期
福岡ガーデンパレス	1日	1月28日(水)	40名	資格・短期
	1日	1月29日(木)	40名	長期

在職者への退職共済年金の

事前連絡について

退職共済年金は六十五歳前に支給する「特別支給の退職共済年金」と六十五歳から支給する「本来支給の退職共済年金」に大別されますが（左図〈参考〉）、各々の受給権は、学校に在職中であっても受給要件をすべて満たしたときに発生します。私学事業団では次の要領で学校法人等を通じ、在職者に対し退職共済年金の請求について事前連絡や未請求のご連絡をしています。年金は受給権発生から五年を経過すると時効により受ける権利が消滅しますので、確実に請求するよう該当者へご案内ください。

〈参考〉「特別支給の退職共済年金」と「本来支給の退職共済年金」



1 六十歳時に「特別支給の退職共済年金」請求の事前連絡を行っています

① 対象者

在職中で、六十歳到達月の末日において加入者期間が一年以上となる人

② 送付する時期（図1）

六十歳到達月の一か月前に学校法人等代表者へ次のものを送付します。

- ・「六十歳時点で在職中の方の退職共済年金の請求手続きについて（事前連絡）」（該当者の一覧表です）
- ・「退職共済年金決定請求書」

● 「特別支給の退職共済年金」の受給要件

- ・ 年齢が六十歳以上であること
- ・ 私学共済の加入者期間が一年以上あること
- ・ 公的年金制度の加入期間等が合計で二十五年以上あること

事前連絡の対象とならない人

六十歳以上で加入した人（図2-①）

や六十歳到達月の末日において加入者期間が一年未満の人（図2-②）についてはこの事前連絡の対象となりませんが、加入者期間が一年になった時点で請求手続きをしてください。

請求書等は共済事業本部広報相談センター又は各ガーデンパレス（東京・京都を除く）共済業務課へ請求していただくか、私学共済事業ホームページからダウンロードしてください。

2

六十五歳時に「特別支給の退職共済年金」にかかる未請求の連絡を行っています

① 対象者

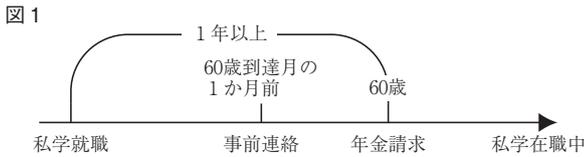
在職中で、六十五歳到達月の末日において加入者期間が一年以上で「特別支給の退職共済年金」の請求を行っていない人

② 送付する時期

- ・ 六十五歳到達月の三か月前に学校法人等代表者へ次のものを送付します。
- ・ 「六十五歳時点で在職中の方の退職共済年金の請求手続きについて（お知らせ）」（該当者の一覧表です）
- ・ 「退職共済年金決定請求書」

60歳時の「特別支給の退職共済年金」請求の事前連絡

事前連絡対象の人



事前連絡対象外の人

図2-① 60歳以上で加入した人

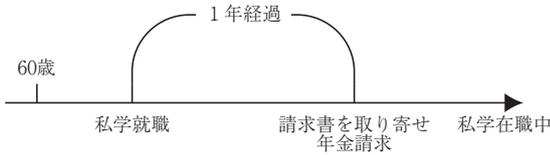
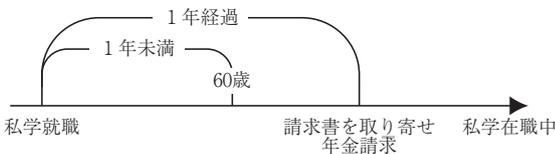


図2-② 60歳到達月の末日において加入者期間が1年未満の人



●「本来支給の退職共済年金」の受給要件

- ・年齢が六十五歳以上であること
- ・私学共済の加入者期間が一月以上有し退職していること（七十歳みなし退職含む）、又は在職中の人で私学共済の加入者期間等が一年以上あること
- ・公的年金制度の加入期間等が合計で二十五年以上あること

未請求の連絡の対象とならない人

六十五歳以上で加入した人や六十五歳到達月の末日において加入者期間が一年未満の人は、特別支給の退職共済年金の受給権が発生しませんので、未請求のご連絡の対象にはなりません。加入者期間が一年になった時点で「本来支給の退職共済年金」の請求手続きをしていただくこととなります。

請求書等は共済事業本部広報相談センター又は各ガーデンパレス（東京・京都を除く）共済業務課へ請求していただくか、私学共済事業ホームページからダウンロードしてください。

なお、「本来支給の退職共済年金」は、支給繰下げすることもできます。詳しくは、本事業団にお問い合わせください。

③ 七十歳時に「特別支給の退職共済年金」及び「本来支給の退職共済年金」にかかる請求の連絡を行っています

七十歳時に「特別支給の退職共済年金」及び「本来支給の退職共済年金」の請求をしていない人（七十歳みなし退職によって「本来支給の退職共済年金」の受給権が発生する人も含まれます）

① 対象者

七十歳みなし退職をむかえる加入者で、「特別支給の退職共済年金」及び「本来支給の退職共済年金」の請求をしていない人（七十歳みなし退職によって「本来支給の退職共済年金」の受給権が発生する人も含まれます）

② 送付する時期

七十歳到達月の一か月前に学校法人等代表者へ次のものを送付します。
 ・「長期給付加入者の七十歳資格喪失について（事前連絡）」（該当者の一覧表です）
 ・「退職共済年金決定請求書」

お願い

退職後に受給権が発生する人については、ご本人が直接本事業団へ退職共済年金請求の申し出をすることになります。つきましては、退職時に学校法人等から加入者へ、「受給権発生時には、請求もれないように直接本事業団へ連絡する」ようにご案内ください。

また、すでに退職している人から学校法人等へ退職共済年金の請求について問い合わせがあった場合も同様にご案内ください。

特定健康診査の処理状況を

お知らせします

特定健康診査の健診結果データは、学校法人等から順次提出していただいているところですが、今月号では、健診結果データの不備や健診結果の通知などその後の処理状況についてお知らせします。

1 健診結果データの不備

学校法人等から提出していただいている特定健康診査の健診結果データに、必須項目が不足しているなど不備が多数見られます。不備がある場合は、保健指導の判定（階層化）ができないため、学校法人等へ結果データを返送し、再度提出をお願いしています。このため、健診結果の補正等事務処理に相当な時間を要しているのが現状です。

本誌九月号及び私学共済事業ホームページに不備事例を掲載していますので、提出の際の参考にしてください。また、私学共済事業ホームページにある「特定健康診査受診結果入力EXCELシート」及び「特定健康診査受診結果票（標準例）」を使用することで、不備を最小限にすることができます。健診結果データは不備がないか確認のうえ提出していただくようお願いいたします。

2 健診結果の通知

学校法人等から健診結果データを提供していただいた後は、私学事業団において健保連共同情報処理システムに登録するための作業を行います。健診結果については順次送付することになっていますが、前述のように結果データの審査に時間を要しています。

また、今年度は特定健康診査の導入年度でもあり、保健指導を実施できる機関が少なく、十分な保健指導体制が整っていない状況です。ご迷惑をおかけする場合がありますが、ご理解をお願いします。

※特定健康診査の終了後は速やかに健診結果データを提出してください。なお、十月以降に定期健康診断を実施する学校法人等については平成二十一年一月三十一日までが提出期限となっております。

接骨院・整骨院の 施術を受けるとき

接骨院等で施術を受けるとき、本来は受診者が全額施術費を払い、保険者（私学事業団）に療養費を請求するのですが、療養費の受領を柔道整復師に委任することが認められています。

加入者証を提示して療養費の受領を柔道整復師に委任した場合、受診者の窓口負担は病院で受診するときと同様、一部負担金の支払い（原則三割）で済むこととなります。

●加入者証が使えるとき

加入者証を使って柔道整復師の施術を受けることができるのは、急性又は亜急性の外傷による打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）に限られます。

骨折・脱臼の施術を受けるには、応急手当などやむをえない場合を除き、医師の同意が必要となります。

●加入者証が使えないとき

次の施術費用は全額自己負担となり、加入者証は使えません。

①骨折・脱臼の応急手当後の施術で医師

加入者証が使える場合	加入者証が使えない場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 捻 挫 ・ 打 撲 ・ 挫 傷（肉離れなど） ・ 骨折・脱臼（応急手当を除き医師の同意が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活での疲れや肩こり・腰痛 ・ スポーツによる筋肉疲労 ・ 病気（神経痛・関節炎・五十肩・ヘルニア）などからくる痛み ・ 単なるマッサージ代わりの利用など症状の改善のみられない長期の施術 ・ 労働災害・通勤災害

の同意がない場合
 ②外傷性の負傷でない場合や単なる肩こりなど
 ③外科・整形外科等で治療を受けながら同時に柔道整復師の施術を受けた場合（検査を除く）

●療養費の請求は

「委任欄」を確認のうえ署名

療養費の委任払いは、「療養費支給申請書」の「委任欄」に受診者が施術内容等を確認し署名することになります。

「委任欄」には次の①～④を確認のうえ必ず自筆で署名・捺印してください。
 ①支払った金額と一部負担金が一致しているか
 ②受診回数はあっているか
 ③負傷名・負傷原因は正しいか
 ④施術内容があっているか

白紙の用紙に署名したり、印鑑を渡してしまったりすることのないよう注意してください。
 治療後は、必ず領収書の交付を受け、内容が不明なときは施術明細書をもらって確認してください。



はり・灸・マッサージ の治療を受けたとき

はり・灸の療養費については、神経痛・リウマチ・腰痛・五十肩・頸腕症候群などの疼痛を主症とする慢性病であって、医師の治療経過から、はり・灸の施術を行うことが適当と認められた場合に限り支給対象となります。

あん摩・マッサージの療養費については、筋麻痺・関節拘縮等であって、治療上必要とされる場合に限り支給対象となります。

したがって、療養費の請求はいずれの治療についても、**医師の同意書が必要**です。

医師の治療を受けながら同時に、はり・灸・マッサージを受けている場合は療養費の対象になりません。

●請求手続き

「療養費・家族療養費等請求書」に①、②の書類を添付のうえ学校法人等を経て提出してください。

- ①はり・灸・マッサージを必要とする医師の同意書（用紙自由）
- ②領収書（施術内容・施術日・一回あたりの金額等が記載されているもの）

交通事故等で加入者証を使用して 受診するときは、届け出が必要です！

職務上や通勤途上以外の交通事故等で負傷し、加入者証を使用して治療を受ける場合は、私学事業団へ届け出が必要です。速やかに短期給付課調整係までご連絡ください。なお、職務上や通勤途上の交通事故等では、加入者証を使用することができません。この場合は、労働者災害補償保険（労災保険）の適用になりますので、所轄の労働基準監督署に届け出をしてください。

交通事故等で他人からケガをさせられた場合（第三者加害行為）、職務上・通勤途上の事故等でなければ、原則として加入者証を使用して治療を受けることができます。

しかし、この場合の治療費は、本来加害者（相手方）が負担すべきものですから、加入者証を使用したことで本事業団が負担した治療費等については、本事業団から加害者（加害者の加入している自賠責保険や任意保険など）に請求します。そのため、加入者等からは、本事業団が加害者（相手方）に損害賠償請求を行うために必要な書類を提出していただくこととなります。

◆届け出の際の確認事項

加入者等から次の①～⑦を確認のうえ、短期給付課調整係まで連絡してください。

①加入者番号・加入者氏名

- ②療養者名（氏名、続柄、生年月日）
- ③事故日・初診日
- ④事故の発生状況
- ⑤勤務中や通勤途上でない事故であることを必ず確認してください。
- ⑥勤務中や通勤途上の事故で、誤って加入者証を使用したときは、本事業団が立て替えた治療費等の返還手続きが必要です。（本誌八月号参照）
- ⑦事故の内容
 - ・加入者等及び相手方の交通手段（車、自転車、歩行中等）を確認してください。
 - ・加入者等が運転していた事故か同乗中の事故かを確認してください。
 - ⑧相手方の有無
 - ・自損事故や相手不明（あて逃げ等）の場合でも届け出が必要です。
 - ⑨警察への届け出の有無
 - ・加入者証を使用して診療を受ける場合は「人身事故」として警察へ届け出てください。

◆私学事業団への提出書類

- ①損害賠償請求権届出書
- ②状況報告書（A3判）
- ③事故発生状況報告書（A4判）
- ④保険契約内容
- ⑤誓約書
- ⑥念書
- ⑦第三者行為にかかる最終治療等の連絡について

治療中の場合は最終治療後又は症状が固定した後に提出してください。

⑧交通事故証明書（人身事故扱いのもの。原則原本）

- ・物件事故扱いになっている場合は、「人身事故証明書入手不能理由書」（原本）が必要です。

⑨示談書の写し

- ・示談された後に提出してください。

※右記の書類（⑧、⑨を除く）は学校法人等から事故の連絡を受けたときに、説明文及び記入例とともに送付します。

※①、②は学校法人等の代表者印が必要です。ただし、任意継続加入者は不要です。

※加入者側の過失が大きく相手に賠償請求ができないと考えられる事故であっても、賠償請求できるかどうかは本事業団が判断しますので、必ず書類を提出してください。

※交通事故以外の第三者行為によるケガなどの場合は、①、②、⑤、⑥、⑦、⑨を提出してください（必要な書類のみ送付します）。

◆次のような事故も第三者加害行為の扱いとなりますので、必ず届け出てください

- ・加入者や被扶養者が同乗していた車の自損事故（家族が運転していた場合も同様）
- ・駐停車中の車に対する追突事故
- ・自転車同士や自転車と歩行者の事故
- ・スキー滑走中の衝突事故
- ・他人の飼犬に咬まれたケガ、喧嘩や暴行によるケガなど

◆示談は慎重に

示談は私的な解決方法ですが、合意のもとに成立すると民法上の和解契約（民法第六九五条）として法的な拘束力を持ちます。安易に示談をして、本事業団の損害賠償請求権を消滅させてしまうと、立て替えた治療費を加入者から返還していただくこととなります。

このため、可能であれば、本事業団が損害賠償請求権を代位取得している旨（例えば「日本私立学校振興・共済事業団が一時立替負担している同人の診療費等については、同事業団が保険給付を行っている限度で、別途求償に応じるものとする。」など）を明記していただくようお願いいたします。

共済業務

〒113-8441
文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
ご照会の際には、学校番号、加入者番号をお手元にご用意くださるよう、お願いします。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

住宅貸付借受者にかかる年末調整用証明書の送付

平成19年12月までに住宅貸付を借り受けた人で「住宅借入金等特別控除」の対象となる人にかかる平成20年分「残高証明書」を、11月21日（金）に学校法人等あてに送付します。

*20年中に住宅貸付を受けた人及び残高証明書交付後、借入金年末残高等に異動が生じた人にかかる確定申告用の「残高証明書」は、21年1月中旬に学校法人等あてに送付します。

積立共済年金・共済定期保険の後期加入申込期間

積立共済年金・共済定期保険の後期加入申込期間はいずれも11月4日（火）から11月28日（金）までとなります。新規加入・加入内容の変更等をする場合は、加入申込期間内にお申し込みください。

*金融庁の指導により、積立共済年金の脱退時に終身保険を選択される場合は、幹事会社である第一生命保険(相)の担当者が加入者を訪問のうえ、手続きを行います。

加入者証の検認の実施

加入者証の確認のため、今年度も検認を実施します。検認の対象者及び検認方法については、11月下旬に学校法人等あてに通知しますので、加入者証の記載内容に変更がないか再確認をお願いします。なお、検認を受けていない加入者証は無効となりますのでご注意ください。

無効の加入者証回収と返納のお願い

加入者の資格喪失後及び被扶養者の取り消しに伴い、無効となった加入者証等は必ず回収し、返納してください。

- 1 「資格喪失報告書」を提出する際には必ず加入者証等（遠隔地被扶養者証・高齢受給者証を含む）を添付してください。加入者証等の紛失により添付できないときは「加入者証返納不能届書」を提出してください。
- 2 被扶養者を取り消した場合は、新しい加入者証等を受理したとき、直ちに「差し替えによる加入者証返納理由書（2）」（「事務の手引」84ページ参照）に古い加入者証等を添付し、返納してください。
- 3 加入者、被扶養者、任意継続加入者が後期高齢者医療制度に加入された後は、私学事業団の加入者証等は使用できません。加入者証等は、必ず返納してください。

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

児童手当拠出金の納付対象基準額が決定しました

平成20年度の定時決定による基準額は、前年度と同様の184万円となりました。定時決定による長期給付にかかる標準給与の月額合計が184万円以上となる学校法人等については、20年10月分から21年9月分までの間、掛金とあわせて児童手当拠出金を納付していただくこととなります。納付額については、「掛金・児童手当拠出金納付通知書」で通知します。

なお、定時決定時の基準額により納付対象となった学校法人等は、その後に長期給付標準給与の月額合計額に変動が生じても、その期間内においては、児童手当拠出金を納付していただきます。

11月の共済業務スケジュール

4日（火）	積立共済年金 後期加入申込開始 共済定期保険 後期加入申込開始 貸付 送金
5日（水）	貸付 10月分定期償還期限
10日（月）	貯金 払込期限（必着）
14日（金）	貸付 申込・任意償還申出締切 アイリスプラン 年金コース加入申込締切
20日（木）	貯金 送金
25日（火）	貸付 送金 貯金 払戻・解約請求締切 積立共済年金 脱退申出等締切
28日（金）	掛金 10月分口座振替（自振校のみ） 貸付 11月分定期償還口座振替（自振校のみ） 貸付 翌月22日送金申込締切 積立共済年金 後期加入申込締切 共済定期保険 後期加入申込締切

12月の共済業務スケジュール

1日（月）	掛金 10月分納期限
2日（火）	貸付 送金
5日（金）	貸付 11月分定期償還期限
10日（水）	貯金 払込期限（必着）
15日（月）	貸付 申込・任意償還申出締切

INFORMATION

「月報私学」表紙写真の募集

本誌の表紙写真を私立学校から広く募集します。下記のテーマに沿った写真をふるってご応募ください。採用させていただく場合には改めてご連絡します。

○募集テーマ

四季折々の季節感のある私立学校の学園風景（授業、クラブやスポーツ活動、学校行事、キャンパスのシンボルやランドマーク等）。

○写真形式

デジタル（ファイルサイズ2MB程度）、プリント、ポジいずれかの写真

○応募方法

写真を同封又は添付のうえ、学校法人等名、担当者名及び連絡先を記入していただき、郵送もしくはメールでご送付ください。

※写真は原則として返却いたしません。

※採用作品の著作権は、本事業団に帰属します。

※撮影対象の肖像権に関する責任は、応募者（学校法人等）に帰属するものとしますので、ご了承ください。なお、本誌は本事業団ホームページにも掲載しています。

○応募・問い合わせ先

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団 企画室

☎03 (3230) 7810・7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

人事異動

() 内は前職

◆本部職員

(平成20年10月1日付)

資格課長 古川和美(保健課課長補佐)

助成業務

〒102-8145

千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

http://www.shigaku.go.jp/s_home

会計処理等のご質問・ご相談を承っています

私学経営情報センターでは、会計処理をはじめとして、人事・学務等、私学経営全般にわたるご質問、ご相談について、電話やFAX、Eメール等で随時承っています。ぜひご利用ください。

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(3230)7846・7847(会計処理)

☎03(3230)7839(私学経営全般)

Eメール center@shigaku.go.jp

「2007年度CO₂排出量等調査」は電子窓口を利用し実施されます

全私学連合が実施する「2007年度CO₂排出量等調査」は、大学、短期大学、高等専門学校法人を対象に、**本事業団の「電子窓口」**を利用して行われます。

調査票及び関連文書ファイルは、10月16日(木)に電子窓口「私学経営情報センター(私学情報室)」フォルダの「全私学連合」分へ配付しました。詳細内容につきましては、こちらをご確認ください。

提出期限は、11月17日(月)となっております。調査対象法人におきましては、本調査にご協力くださいますようお願いいたします。

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご利用ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

また、提出の際にも事務手続きの簡略化のため「電子窓口」をご利用ください(一部、紙媒体での提出の場合もあります)。

助成部 補助金課

☎03(3230)7300~7311

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

広島ガーデンパレスの厳選おもてなしプラン

絶品! 瀬戸内料理と旬の味覚満喫プラン

広島ガーデンパレスから徒歩5分の「貴船」で広島海の幸・山の幸をご満喫いただけるプランです。選び抜いた地元の食材をふんだんに盛り込んだお料理でおもてなしいたします。
 ご予約特典: 地酒またはビール・ソフトドリンク1杯サービス!

1名様 **11,600円** 1泊2食 (2名1室利用時)



特撰! 冬の牡蠣会席宿泊プラン

瀬戸内海で採れた最高の牡蠣を、元安川に浮かぶ老舗「かき船かなわ」でご堪能ください。かき船へは広島ガーデンパレスより約15分。タクシーでお送りいたします。

1名様 **15,000円** 1泊2食 (2名1室利用時)



両プラン共通 平成20年12月1日～21年3月31日 年末年始(12月28日～1月3日)は除きます。
 ●永年勤続加入者直営施設利用優待券のご利用が可能です。

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
Gp 広島カーテンパレス

〒732-0052 広島県広島市東区光町1-15 ☎ 082 (262) 1122
 (JR広島駅新幹線口下車徒歩5分)
<http://www.hotelgp-hiroshima.com>

融資事業のご案内

平成20年度融資のお申し込みはお早目にどうぞ!

◆融資金利表 (平成20年11月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等 (一般施設費)	2.0	1.5	1.4
寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等 (特別施設費)	2.1	1.6	—
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象 (教育環境整備費)	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 1.2
大型設備・情報技術整備等 (教育環境整備費)	—	1.5	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

私学事業団融資は、
 長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・元金均等返済です。

つまり!
 「安定感ある返済計画」が実現します。

さらに!
 老朽校舎の建替えには、利子助成制度*により10年間支払利息が軽減されます。

*利子助成率は、以下のとおりです。
 大学等 ⇒ 事業団の融資金利-1.0%
 高等学校等 ⇒ 事業団の融資金利-1.5%



通常、事前のご相談から審査、契約、資金交付までは3か月程度要します。今年度の融資のご相談・お申し込みはできる限りお早目をお願いします。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp